

## 政治資金監査に関する具体的な指針の修正について

## 【修正点 1】

## 「Ⅲ. 国会議員関係政治団体」の「1. 国会議員関係政治団体の定義」

## (修正前)

## 【みなし 1 号団体】

政党支部であつて、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（法第 19 条の 7 第 2 項）

## (修正後)

## 【みなし 1 号団体】

政党支部であつて、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（法第 19 条の 7 第 2 項）

## (修正理由)

政治資金規正法第 19 条の 7 第 2 項の規定ぶりに合わせ、「選挙の行われる区域」を追加したもの。なお、「選挙の行われる区域を単位として設けられるもの」としては、全都道府県の区域を通じて選挙が行われる参議院比例代表選出議員に係る政党支部が挙げられる。

## (参照条文)

政治資金規正法（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 194 号）（抄）

## (国会議員関係政治団体)

第 19 条の 7 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第 5 条第 1 項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 (略)

2 この節の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、政党の支部で、公職選挙法第 12 条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

**【修正点2】**

**「Ⅳ. 政治資金監査指針」の「2. 個別監査指針」の「(5) 会計責任者等に対するヒアリング」**

**(修正前)**

法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行ったあとに、・・・(略)・・・会計責任者等に対しヒアリングを行うこと。

**(修正後)**

法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行うとともに、・・・(略)・・・会計責任者等に対しヒアリングを行うこと。

**(修正理由)**

会計責任者等に対しヒアリングを行うべき事項の中には、会計処理方法など実務上は書面監査の前又は書面監査に併行して行うことも想定される事項が含まれているため。